

Q

伊賀市でパートナーシップ宣誓をした人はいますか？

A

9組のカップルが宣誓して、市から受領証を交付しています。  
(2023. 5 現在)

---

Q

宣誓書を郵送して、受領証も郵送してもらうことはできますか？

A

宣誓する時には市役所担当者とおふたりとの面談を行いますので、宣誓書の郵送受付はできません。受領証は、市役所に受け取りに来ることが困難な場合に郵送しますので、面談の時にご相談ください。ただし、カード形式の受領証の交付も希望される場合は、カード表面に市役所担当者立会いの下、署名していただきますので、郵送はできません。

---

Q

家族や友人にもカミングアウトしていませんが、パートナーシップ宣誓はできますか？

A

周囲の人にオープンにしていない場合でも宣誓できます。宣誓と面談は個室で行い、公表して良い内容について詳しく聞かせていただくなど、申請者のプライバシーを守ります。

---

Q

どういったことに受領証を活用できますか？

A

伊賀市立上野総合市民病院で受領証を提示すると、パートナーの方の病状説明を聞いたり、手術の同意ができます。また、伊賀市営住宅に入居したいときに、受領証の提示で入居申請ができます。

Q

パートナーが外国籍です。独身証明書はどうしたら良いですか？

A

婚姻要件具備証明書とその日本語訳が必要になります。婚姻要件具備証明書を発行していない国の場合、それに代わる書類が必要になります。

Q

パートナーが外国に居住しています。受領証取得は日本での在留資格になりますか？

A

伊賀市パートナーシップ宣誓制度は、市内にお住まいの一方又は双方が性的マイノリティであるカップルを応援する制度です。出入国管理及び難民認定法に定められた在留資格には該当しません。

Q

パートナーシップ宣誓に経費はかかりますか？

A

受領証発行に手数料等はかかりません。宣誓時に提出する住民票と独身証明書はそれぞれ発行手数料がかかります。伊賀市の住民票発行手数料は1通あたり300円です。独身証明書発行手数料は本籍地の自治体により料金が異なります。